

保険番号マスタ（東京都13）

番号	設定項目名	制度名	老 人		心身障害者				ひとり親家庭				乳幼児					マル都医療券							
1	保険番号		141	241	180	280	380	480	181	281	381	481	188	288	388	488	588	182	282	382	482	582	682	782	272
2	法別番号		41	41	80	80	80	80	81	81	81	81	88	88	88	88	88	82	82	82	82	82	82	82	82
3	短縮制度名		マル福一般	マル福低得	マル障負有	マル障負無	79他障有	79他障無	マル親負有	マル親負無	79他親有	79他親無	マル乳	79他乳	乳食無	79乳食無	マル子有	マル都医療	マル都負無	特都医療	特都負無	透析経過	特透析経過	大気汚染	特大気汚染
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢(開始－終了)		65－69	65－69	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－18	0－15	0－15	0－15	6－15	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額		1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
12	レセプト請求(印刷)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	3	0	3
13	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
※	所得情報																								
14	外来負担区分		1	1	1	2	1	2	1	2	1	2	2	2	2	2	1	1	2	1	2	1	1	1	1
15	1回負担割合		10	10	10	0	10	0	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額		12000	8000	12000	0	12000	0	12000	0	12000	0	0	0	0	0	0	10000	0	10000	0	20000	20000	0	0
21	1月院外上限額		12000	8000	12000	0	12000	0	12000	0	12000	0	0	0	0	0	0	10000	0	10000	0	20000	20000	0	0
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分		1	1	1	2	1	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2	1	2	1	2	1	1	1	1
25	1回負担割合		10	10	10	0	10	0	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数		1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額		44400	24600	44400	0	44400	0	44400	0	44400	0	0	0	0	0	0	10000	0	10000	0	20000	20000	0	0
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(注) 老人医療費 (一般所得者に適用して下さい。1割負担の上限額が¥12,000/¥44,400です)

心身障害者医療費 「マル福低得」 (低所得者に適用して下さい。1割負担の上限額が¥8,000/¥24,600です)

「マル障負有」 (1割の自己負担が有る受給者に適用下さい。 社保は専用の請求書に記載、請求します) ※平成21年4月より社保もレセプト請求

「マル障負無」 (自己負担が無い低所得者受給者に適用下さい。 社保は専用の請求書に記載、請求します) ※平成21年4月より社保もレセプト請求

「79他障有」 (保険番号024、079、182を使用する場合、請求書請求の場合に適用下さい。) ※平成21年4月の請求方法の変更により180等で対応可能なため不要となります

「79他障無」 (保険番号024、079、182を使用する場合、請求書請求の場合に適用下さい。) ※平成21年4月の請求方法の変更により180等で対応可能なため不要となります

ひとり親家庭医療費 「マル親負有」 (1割の自己負担が有る受給者に適用下さい。 社保は専用の請求書に記載、請求します) ※平成21年4月より社保もレセプト請求

「マル親負無」 (自己負担が無い低所得者受給者に適用下さい。 社保は専用の請求書に記載、請求します) ※平成21年4月より社保もレセプト請求

「79他親有」 (保険番号024、079、182を使用する場合、請求書請求の場合に適用下さい。) ※平成21年4月の請求方法の変更により181等で対応可能なため不要となります

「79他親無」 (保険番号024、079、182を使用する場合、請求書請求の場合に適用下さい。) ※平成21年4月の請求方法の変更により181等で対応可能なため不要となります

乳幼児医療費 「マル乳」 (拡大給付を実施している市町村が有るようです。18歳を上限として設定しています。社保は専用の請求書に記載、請求します。自己負担無しです。

市町村によってはマル子という制度があるようですが、助成内容・請求方法が同じようなのでこちらの運用をお試し下さい。) ※平成21年4月より社保もレセプト請求

「79他乳」 (保険番号024、079、182を使用する場合、請求書請求の場合に適用下さい。) ※平成21年4月の請求方法の変更により188等で対応可能なため不要となります

「乳食無」 (拡大給付を実施している市町村が有るようです。15歳を上限として設定しています。社保は専用の請求書に記載、請求します。自己負担・食事負担無しです。

市町村によってはマル子という制度があるようですが、助成内容・請求方法が同じようなのでこちらの運用をお試し下さい。) ※平成21年4月より社保もレセプト請求

「79乳食無」 (保険番号024、079、182を使用する場合、請求書請求の場合に適用下さい。) ※平成21年4月の請求方法の変更により188等で対応可能なため不要となります

「マル子有」 (1回200円の患者に適用下さい。適用年齢は市町村によって異なる場合があります。) ※平成21年4月より社保もレセプト請求、平成21年10月より助成内容変更(2/3負担→回200円)

マル都医療券 「マル都医療」 (法別番号82【一部52も含む】のマル都医療券の受給者に適用して下さい。 請求は併用レセプトです)

※平成18年10月より自己負担1万円となったようです

「マル都負無」 (マル都医療券の受給者に適用して下さい。自己負担無しです。 請求は併用レセプトです)

「特都医療」 (特定の医療機関「東京都医師会が開設、東京都と個別に契約している等」で、他都道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用してください。 「東京都負担医療費請求書」での請求となります。)

「特都負無」 (特定の医療機関「東京都医師会が開設、東京都と個別に契約している等」で、他都道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用して下さい。 「東京都負担医療費請求書」での請求となります。)

「透析経過」 (人工透析を必要とする腎不全で経過措置の場合、月2万円まで助成するようです。該当者はご使用ください。レセプト請求です。) ※平成27年1月制度開始

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－負担金計算(1)タブの「設定額を助成する負担金計算(外来)」の左側を「1」で設定して下さい。

「特透析経過」 (人工透析を必要とする腎不全で経過措置の場合、月2万円まで助成するようです。 特定の医療機関「東京都医師会が開設、東京都と個別に契約している等」で、他都道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用して下さい。

「東京都負担医療費請求書」での請求となります。) ※平成27年1月制度開始

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－負担金計算(1)タブの「設定額を助成する負担金計算(外来)」, ”設定額を助成する負担金計算(入院)”の左側を「1」で設定して下さい。

「大気汚染」 (入院外来併せて月患者負担上限額6000円。他医療機関での患者負担額も含まれる為、患者登録－所得者情報タブで入外上限額等を設定して下さい。 請求は併用レセプトです。) ※平成30年4月開始

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－負担金計算(1)タブの「患者登録－所得者情報－月上限額入力」の左側を「2」で設定して下さい。

「特大気汚染」 (入院外来併せて月患者負担上限額6000円。他医療機関での患者負担額も含まれる為、患者登録－所得者情報タブで入外上限額等を設定して下さい。

特定の医療機関「東京都医師会が開設、東京都と個別に契約している等」で、他都道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用して下さい。 「東京都負担医療費請求書」での請求となります。) ※平成30年4月開始

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－負担金計算(1)タブの「患者登録－所得者情報－月上限額入力」の左側を「2」で設定して下さい。

保険番号マスク（東京都13）

																	多摩市	
番号	設定項目名	制度名	B型・C型肝炎入院		C型肝炎インターフェロン		妊娠中毒症・ 精密健康診査等		マル都 患者票	都難病						都負担医療	ひとり親家庭	
1	保険番号		185	285	186		286		187	287	193	151	183	283	383	483	300	581
2	法別番号		85	85	86	86	86	86	87	87	93	51	83	83	83	83	99	81
3	短縮制度名		肝炎	特肝炎	C型肝炎		特C型肝炎		妊娠精密	特妊娠精密	患者票	都難病	都難病83	都難病経過	特難83	特難経過	都負担医療	ひとり親
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢(開始－終了)		0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額		1	1	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	1	1
12	レセプト請求(印刷)		0	3	0	0	3	3	0	3	0	0	0	0	3	3	3	3
13	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※	所得情報				本人	低所得	本人	低所得										
14	外来負担区分		0	0	1	2	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	3	1
15	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20	100	10
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額		0	0	35400	0	35400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	1月院外上限額		0	0	35400	0	35400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分		1	1	1	2	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	3	1
25	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20	100	10
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額		44400	44400	35400	0	35400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費		1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1

- (注) B型・C型肝炎入院医療費 「肝炎」 (¥44,400以下の場合は自己負担となります。 請求は併用レセプトです)
「特肝炎」 (特定の医療機関「東京都医師会員が開設、東京都と個別に契約している等」で、他道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用してください。「東京都負担医療費請求書」での請求となるようです。)
- C型肝炎インターフェロン治療医療 「C型肝炎」 (¥35,400円まで自己負担。請求は併用レセプトです)
「特C型肝炎」 (特定の医療機関「東京都医師会員が開設、東京都と個別に契約している等」で、他道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用してください。「東京都負担医療費請求書」での請求となるようです。)
- 妊娠中毒症・精密健康診査等医療費 「妊娠精密」 (社保は専用の請求書に記載、請求します) ※平成21年4月より社保もレセプト請求
「特妊娠精密」 (特定の医療機関「東京都医師会員が開設、東京都と個別に契約している等」で、他道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用してください。「東京都負担医療費請求書」での請求となるようです。)
- マル都患者票 「患者票」 (結核医療、精神障害医療の受給者に適用下さい。 社保のみを併用レセプトで請求となります)
- 都難病医療費 「都難病」 (51特定疾患の東京都独自の拡大給付です。 患者登録－所得者情報タブ画面で7段階の負担上限額を必ず登録して下さい。 併用レセプトでの請求です)
「都難病83」 (54難病の東京都独自の拡大給付です。 患者登録－所得者情報タブ画面で負担上限額を登録して下さい。) ※平成27年1月制度開始
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－負担金計算(1)タブの「患者登録－所得者情報－月上限額入力」の左側を「2」で設定して下さい。
「都難病経過」 (54難病の東京都独自の拡大給付です。 レセプト請求です。 3年間の経過措置の場合はこちらをご使用下さい。 食事療養費、生活療養費は1/2助成です。) ※平成27年1月制度開始
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－負担金計算(1)タブの「患者登録－所得者情報－月上限額入力」の左側を「2」、負担金計算(2)タブの「食事療養費」付加設定の本人タブ「食事療養」、「生活療養(食事)」、「生活療養(環境)」の左側を「2」で設定して下さい。
「特難83」 (54難病の東京都独自の拡大給付です。 特定の医療機関「東京都医師会員が開設、東京都と個別に契約している等」で、他道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用してください。「難病医療費請求書」での請求となるようです。
患者登録－所得者情報タブ画面で負担上限額を登録して下さい。) ※平成27年1月制度開始
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－負担金計算(1)タブの「患者登録－所得者情報－月上限額入力」の左側を「2」で設定して下さい。
「特難経過」 (54難病の東京都独自の拡大給付です。 特定の医療機関「東京都医師会員が開設、東京都と個別に契約している等」で、他道府県の国保と併用または法別15、16との併用の場合に使用してください。「難病医療費請求書」での請求となるようです。
3年間の経過措置の場合はこちらをご使用下さい。 食事療養費、生活療養費は1/2助成です。) ※平成27年1月制度開始
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－負担金計算(1)タブの「患者登録－所得者情報－月上限額入力」の左側を「2」、負担金計算(2)タブの「食事療養費」付加設定の本人タブ「食事療養」、「生活療養(食事)」、「生活療養(環境)」の左側を「2」で設定して下さい。
- 都負担医療費 「都負担医療」 (東京都負担医療費請求書により請求する特殊な公費併用患者、もしくは都外他府県での受診時に適用して下さい。 請求書は印刷可能ですが、窓口での負担金徴収は必要です)
- ★多摩市
ひとり親家庭医療費 「ひとり親」 (自己負担1割。 社保・国保ともに専用の請求書で請求。 カスタマイズをお願いします。)

※平成18年10月より79等使用時の請求方法の変更
※平成18年10月より老人、障害、ひとり親、B型・C型肝炎入院の入院上限額の変更
※平成19年10月よりマル子(588)の制度開始
※平成19年9月末で「B型・C型肝炎入院医療」の制度が終了し、平成19年10月から「C型肝炎インターフェロン治療医療」の制度開始
※平成21年4月より乳幼児、障害、ひとり親、妊産婦の社保の請求方法がレセプト請求へ変更
※平成21年10月よりマル子(588)の制度内容変更(2/3負担→回200円)
※平成27年1月より都難病(法別83)、透析経過(法別82)の制度開始